

平成 25 年 12 月 19 日
消 防 予 第 4 8 7 号

各都道府県防災主幹部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

違反対象物に係る公表制度における運用について（通知）

違反対象物の公表制度については、「違反対象物に係る公表制度の実施について」（平成 25 年 12 月 19 日付け消防予第 484 号。以下「次長通知」という。）により、政令指定都市を中心とした実施についてお願いしたところですが、本制度の実施にあたり下記のとおり運用することとしましたので、通知します。

なお、貴職にあっては、本制度の運用にあたり下記の事項に留意されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されたい。

記

1 目的について

平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成 25 年 2 月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、最近発生した火災を受けた緊急調査結果及びフォローアップ調査結果等においては、重大な違反のある防火対象物がなおも数多く存在しているところ です。

このような違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合には、対象物等に命令内容が公示されることになるが、それに至るまでには、相当の時間を要することから、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況にある。

このことから、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すものである。

2 実施本部について

本公表制度については、政令指定都市の消防本部を中心として実施される

ことを想定しているが、これは既に違反對象物の公表制度を実施している消防本部の運用実態等を参考に、当該制度の実施に伴う事務負担やその効果等について検討を行った結果、特に都市部における建物の利用者数等による火災危険性が高いことを考慮したものである。

なお、その他の消防本部においても政令指定都市の消防本部の状況を踏まえつつ、実施に向けた検討を進めていただきたい。

3 制度の内容について

次長通知で示した本制度に係る内容は、消防本部において火災予防条例等の改正に必要な手続きを行う際に参考になると思われるものであり、それぞれの考え方は以下のとおりである。

なお、本制度は、情報公開制度の一環として消防本部が有する建物の危険性に係る情報を利用者等に公表するものであることから、公表の対象となる建物関係者に対する不利益処分には該当しないことに留意が必要である。

(1) 公表の対象となる防火対象物

公表の対象となる防火対象物については、火災発生時の人命危険や消防本部における査察体制等を考慮し、不特定多数の者が出入りするもの（消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号。以下「令」という。）別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物）において実施することとしたものである。

なお、それ以外の事務所、工場、倉庫等の防火対象物は、次長通知において公表の対象には含んでいないが、地域実情に応じて公表の対象となるものとして加えることができるものとする。

(2) 公表の対象となる違反の内容

当庁では従前から、火災を早期に覚知することができる自動火災報知設備並びに初期消火に有効である屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備を、火災被害を最小限にするための重要な設備として位置付けているところであり、これらの設備が未設置の建物における火災危険性を考慮し、当該設備の設置義務違反を公表の対象としたものである。

なお、公表の対象となる違反の内容についても、地域実情に応じて拡大できるものとする。

(3) 公表の時期

公表時期については、(2)の違反が認められる防火対象物に対する立入検査の結果を関係者に通知した日から起算し、消防本部において公表を行うために必要な事務処理期間を考慮して定めるものとする。

なお、既に公表制度を実施している消防本部においては、公表の時期を立入検査の結果を通知した日から14日（公表通知の起案、決定、交付、報告及び公表準備）としているとのことであり参考とされたい。

(4) 公表の方法

公表は、広く全国の利用者等へ情報提供できることや制度を運用する消防

本部の負担等を考慮し、市町村又は消防本部でのホームページにおいて行うことを基本的な方法しており、消防署等における公表内容の閲覧等その他の方法については、地域の実情に応じて実施するものとする。

なお、違反内容の公表にあたっては、当該設備の設置義務違反による火災危険性について、利用者等の理解を促進することについても留意願いたい。

(5) 公表する事項

公表の対象となる消防用設備等の違反は、その影響が建物全体に及ぶものであることから、公表する事項については、原則として「防火対象物の名称及び所在地」とするが、令第8条及び令第9条の適用を受けている防火対象物において、当該防火対象物の一部分に公表の対象となる違反がある場合は、その部分がわかるように公表するものである。

なお、この具体的な公表内容については、参考資料を参考にされたい。

4 その他

(1) 本公表制度実施時期等について

平成26年4月1日以降、消防本部において速やかに火災予防条例等の改正を行い実施するものとする。

なお、既に本制度の対象となる違反が認められる防火対象物で、当該制度導入後もなお同一の違反が継続されているものについては、速やかに立入検査を行い、公表を行うことが適当である。

また、上記違反が認められる防火対象物は、火災危険性が高いものであることから、本制度の実施の有無に関わらず、重点的に違反を改善させていく必要があり、是正指導に従わない場合は、躊躇することなく、命令等厳格な措置の実施をお願いしたい。

(2) 公表手続きについて

公表の手続きについては、消防本部において定められるものであるが、その一例を参考資料に示すので参考とされたい。

(3) 制度の周知について

制度開始にあたっては、事前に市民及び防火対象物の関係者に十分周知を行うこと。

<連絡先>

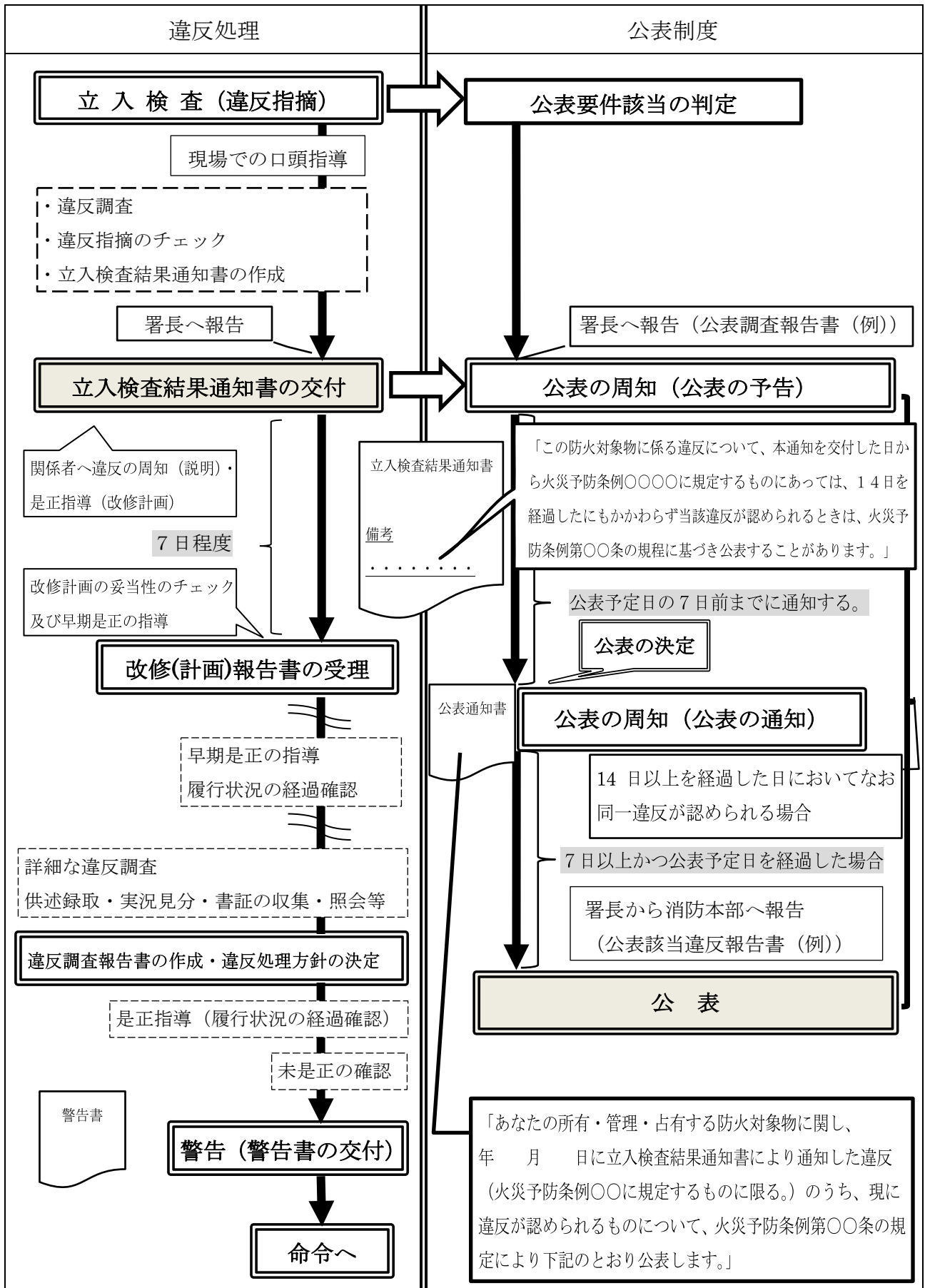
消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係

担当：伊藤(要)補佐・齋藤(貴)係長・緒方事務官

電話 03-5253-7523(直通)

FAX 03-5253-7533

違反対象物の公表制度の事務処理の流れ（例）



平成 26 年 月 日

〇〇消防署長 殿

予防課査察係
消防士長 〇〇 〇〇

公表調査報告書

対象物番号					
防火対象物の名称・所在地	名称	(フリガナ)			
	所在地	(フリガナ)			
防火対象物の状況	用途	構造	階層	規模	
				建	m ²
				延	m ²
公表該当違反に関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公表該当違反に関する状況					
立入検査	立入検査実施日	立入検査結果 通知書交付日		前回の立入検査日	
公表	公表通知書交付日		公表予定日		
備考					

注 該当する□にはレを記入すること。

平成 26 年 月 日

予防部長 殿

〇〇消防署長

公表該当違反報告書

対象物番号					
防火対象物の名称・所在地	名称	(フリガナ)			
	所在地	(フリガナ)			
防火対象物の状況	用途	構造	階層	規模	
				建	m ²
				延	m ²
公表該当違反に関する事項	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公表該当違反に関する状況					
立入検査	立入検査実施日	立入検査結果 通知書交付日		前回の立入検査日	
公表	公表通知書交付日		公表予定日		
備考					

注 該当する□にはレを記入すること。

公表通知書

第〇〇〇号

平成 26 年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 様

〇〇消防署長 〇〇 〇〇

あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に立入検査結果通知書により通知した違反（火災予防条例施行規則第●条第2項）のうち、現に違反が認められるものについて火災予防条例第〇条の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	名称	〇〇ビル
	所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
違反の内容	自動火災報知設備未設置（消防法第17条1項、消防法施行令第21条）防火対象物全体	

2 公表の方法

〇〇市又は〇〇市消防局ホームページへの掲載

3 公表予定日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

備考

前1の法令違反の内容を是正した場合は、問合せ先へ連絡してください。公表日前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実については公表しません。既に公表している場合は、当該違反事実の情報を削除します。

問合せ先

〇〇市〇〇〇町〇丁目〇番〇号

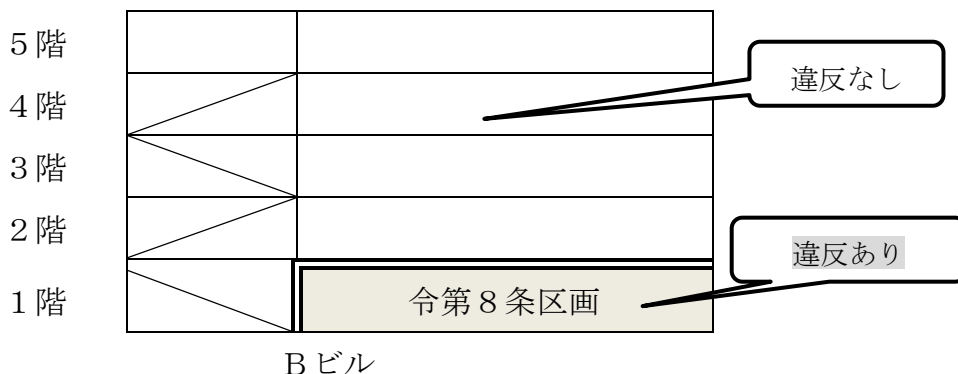
〇〇消防署〇〇課〇〇係

電話 ()

公表の対象となる防火対象物の考え方（例）

1 令第8条の適用を受ける防火対象物の取扱い

令第8条の適用を受ける防火対象物における公表要件該当の判定については、消防用設備等の設置単位毎に行うものとするが、火災危険性は、防火対象物として一体のものであるため、公表については、防火対象物全体として行い、合わせて消防用設備等の設置義務違反が生じている部分を示すものとする。



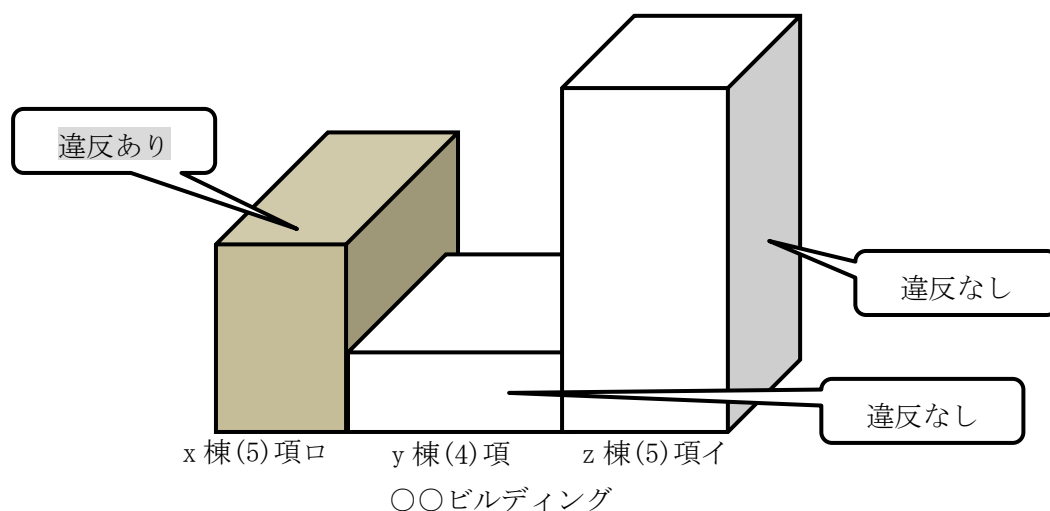
※ Bビルを公表対象物として公表
「Bビル 1階」

2 令第9条の取扱い

令第9条の適用を受ける防火対象物の取扱い

令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物における公表要件該当の判定については同一の用途（特定用途に限る。）に供される部分毎に行うものとするが、当該防火対象物が複数の棟により構成される場合であっても、火災危険性は、防火対象物として一体のものであり、公表を棟単位で行うことは、本制度の趣旨に馴染まないため、公表については、防火対象物全体として行い、合わせて消防用設備等の設置義務違反が生じている部分（用途）を示すものとする。

なお、防火対象物全体を示す統一名称が無い場合は、部分（棟）名称を列記し、そのうち違反が生じている部分（棟）を記載する方法も考えられる。



※ 〇〇ビルディングを公表対象物として公表
「〇〇ビルディング x棟 〇階～〇階」
「x棟・y棟・z棟（x棟部分） 〇階～〇階」